

費用のご案内（相続）

虎ノ門さくら総合法律事務所

〒105-0003

東京都港区西新橋 1 丁目 20 番 3 号 虎ノ門法曹ビル 7013

TEL 03-6205-7086 FAX 03-6205-7087

info@torasaku-sogo.com

- 相談料：5,500 円／30 分
- 遺産分割協議書作成：22 万円 ※公正証書にする場合には 3 万円加算

●遺産分割（交渉・調停・審判）

着手金一律	33 万円（税込）	
報酬金	300 万円以下の場合	16%
	300 万円～3000 万円以下	10% + 18 万円
	3000 万円～3 億円まで	6% + 138 万円
	3 億円を超える場合	4% + 738 万円

※報酬金は、取得した遺産額を基準として、上記民事事件の計算方法に準じて算定します。

※なお、取得した遺産が不動産の場合は固定資産税評価額で計算します。

※交渉から調停・審判に移行した場合には別途 22 万円（税込）が加算されます。

※交渉又は調停・審判から訴訟に移行した場合には、別途 22 万円（税込）が加算されます。

●遺言執行 基本的なもの

300 万円以下の部分	30 万円以下
300 万円を超え 3000 万円以下の部分	2%
3000 万円を超え 3 億円以下の部分	1%以下

●遺言書作成

手続費用	22 万円（税込）
------	-----------

※公正証書遺言の場合は 3 万 3 0 0 0 円が加算されます。

※公正証書遺言の証人立会 1 名につき 2 万 2 0 0 0 円が加算されます。

※財産総額や遺言内容の複雑度により費用が加算される場合があります。

●遺留分侵害額請求（交渉・調停・訴訟）

着手金	33万円（税込）	
報酬金	300万円以下の場合	16%
	300万円～3000万円以下	10% + 18万円
	3000万円～3億円まで	6% + 138万円
	3億円を超える場合	4% + 738万円

※報酬金は、取得した遺産額を基準として、上記民事事件の計算方法に準じて算定します。なお、取得した遺産が不動産の場合は固定資産税評価額で計算します。

●相続放棄（単独で受任する場合）

相続放棄 （3ヶ月以内）	相続人1人	11万円（税込）
	2人目以降1人につき	7万7000円（税込）
相続放棄 （期限越え）	相続人1人	22万円（税込）
	2人目以降1人につき	16万5000円（税込）

●遺言無効確認・預金の引き出し等の相談に関するその他の手続き

事前調査を要する場合	22万円（税込）
※ただし、調査事項5件を超える場合、 1件あたり3万3000円が発生します。	

着手金	33万円（税込）	
報酬金	300万円以下の場合	16%
	300万円～3000万円以下	10% + 18万円
	3000万円～3億円まで	6% + 138万円
	3億円を超える場合	4% + 738万円

※報酬金は、取得した遺産額を基準として、上記民事事件の計算方法に準じて算定します。なお、取得した遺産が不動産の場合は固定資産税評価額で計算します。

●事業承継（親族内事業承継、親族外事業承継、M&Aによる事業承継）

33万円～

※詳しくは、費用のご案内（企業向け業務）をご参照ください。